

選挙区代議員基礎定員数の決定について

本会の「最初の代議員」選出のための代議員選挙実施に際し、「学士会代議員選挙規則」第4条に定める各選挙区に均一に割り当てる「代議員基礎定員数」を次の通り定めるものとします。

■ 基礎定員数 … 4 名

(参考)
基礎定員数 4 名の場合の各選挙区想定代議員数
 (最終的には、平成 2 4 年 9 月 1 日現在の正会員数の確定を待つて決定。一規則第 2 条)

選 挙 区	想定代議員数			現 行 評議員数	[参考]他の基礎数の場合	
	基礎定員数	会員数 比例配分	合 計		基礎定員数 3 名	基礎定員数 5 名
東京大学	4 名	5 6 名	6 0 名	4 8 名	6 3 名	5 7 名
京都大学	4 名	9 名	1 3 名	1 3 名	1 3 名	1 3 名
東北大学	4 名	1 0 名	1 4 名	1 3 名	1 3 名	1 4 名
九州大学	4 名	4 名	8 名	7 名	8 名	9 名
北海道大学	4 名	5 名	9 名	7 名	8 名	1 0 名
大阪大学	4 名	4 名	8 名	6 名	8 名	9 名
名古屋大学	4 名	4 名	8 名	6 名	7 名	8 名
合 計	2 8 名	9 2 名	1 2 0 名	1 0 0 名	1 2 0 名	1 2 0 名

＊なお、上記の代議員数は平成 2 4 年 3 月 3 1 日現在の会員数に基づく試算値です。

<u>(参考) 学士会代議員選挙規則</u> 第 4 条（選挙区代議員定員） 各選挙区の代議員定員は、代議員定員総数の 3 分の 1 以内の範囲で代議員会が定める一定数を、基礎定員として各選挙区均一に割り当て、残余の定員を各選挙区の選挙権者数に比例配分して定める。基礎定員数を定めるに当たっては、特定選挙区の代議員数が代議員定員総数の半数を超えないように努めるものとする。
